## 令和 4 年度 第 1 回富山市男女共同参画推進審議会 議事録

日 時 令和4年8月25日(木)13:00~14:10

場 所 富山市役所 8 階東館 802 会議室

出席者 副会長 村 上 美也子 むらかみ小児科アレルギークリニック 院長

中村 真由美 富山大学経済学部 教授

國 香 真紀子 富山市小学校長会 副会長

谷 昌 弘 富山市自治振興連絡協議会副会長

藤 井 光 行 連合富山・富山地域協議会 事務局長

水 家 正 一 富山人権擁護委員協議会 事務局長

綿 谷 雅 代 富山商工会議所女性会 会長

中 井 直 美 富山県女性相談センター 所長

吉 田 勉 富山労働局雇用環境・均等室 室長

岩 城 祐 子 公募委員

(欠席者) 東 博幸 弁護士

大工原 ちなみ 元富山大学人文学部 教授

齊 藤 富山市男女共同参画推進地域リーダー連絡協議会 会長

高 木 知 洋 富山地方法務局人権擁護課 課長

成 田 雅 美 公募委員

事務局 市民生活部 大沢部長、浦田次長

男女参画・市民協働課 ト蔵課長、北口主幹、寺西係長

男女共同参画推進センター 鳥取所長

関係課 福祉政策課 光岡課長、こども支援課 沢井課長、

市民生活相談課 森川参事、商業労政課 谷澤課長

## 内容:

- 1. 開会 (司会進行:北口主幹)
- 2. 部長あいさつ (大沢市民生活部長)
- 3. 委員等紹介
- 4. 会長、副会長選出

会長に大工原委員、副会長に村上委員を選出。

- 5. 会長あいさつ (村上副会長)
- 6. 議事

## (1)「富山市男女共同参画白書(令和4年版)」について

資料に基づき、内容説明 (寺西係長)

## ■質問・意見

■貝미・忠兄	
委員	白書の 54 ページの「産後のママ・レスパイト事業」等について、特定妊婦は
	児童虐待防止の観点からこのような子育て支援事業を利用すると良いと思う
-t-7/. F	が、特定妊婦の利用はどのぐらいあるのか。
事務局	担当課に確認し、改めて回答させていただく。
担当課回答	令和4年8月25日現在の利用実績は実18人、延42回となっており、特定妊婦
	は含まれておりませんでしたが、産後の心身の不調や育児不安、支援者不足等
	を抱え、乳児の一時預かりによる休養・休息と、相談支援を必要とする母親に利
	用されています。
	また気がかりな妊産婦に対しては、保健福祉センターの保健師が家庭訪問や電
	話相談等で切れ目のない支援を継続しており、本事業についても必要に応じて
	利用を勧めております。
委員	教員の立場から、男女平等意識を育む啓発冊子「自分らしく生きる」について、
	小学校では女児の方が精神発達が早く、活躍する場面が結構あり、小学校では
	男女の意識の格差はあまりないというのが正直なところである。その中で啓発
	冊子「自分らしく生きる」を改めて学習することで、今までは当たり前だと思っ
	ていたことがそうではなかったという気づきが促されたり、指導する教員側の
	男女参画意識が高まったり、子供たちへの新たな指導に繋がっていくと考えて
	いる。
	68 ページの事業番号 155「地域等における S D G s 推進」についても、男女だ
	けではなく、LGBTの関係もあるが、いろんな子がいて、みんないいという教
	育を学校では進めているところである。
	教員と離れるが、54ページの46「産後のママ・レスパイト事業の実施」や229
	「新生児聴覚検査費助成の実施」について、個人的に良いと思う。公務員は育児
	   休業や子供の看護休暇を取得できたり、自分の子供が新型コロナウイルス感染
	症の濃厚接触者になっても特休を取得できたりと非常に優遇されている。しか
	し、一般企業では、子供が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になっても
	年休対応しなければいけないなど、公務員と一般企業の格差が大きいと感じて
	いる。一般企業の処遇改善、女性が安心して子育てができるような促しが市の
	機関としてできれば、子供の出生率も上がるのではないかと期待している。小
	学校の児童数が減っているという現象が少しでもとどまり、学校が賑やかにな
	ればと思う。
 委員	男女共同参画については30年程前から進められているが、遅々として進まない
安貝	のはなぜかと考えると、我々昭和の前半生まれには男尊女卑のような意識があ
	り、だんだん我々がいなくなるとこの施策が実を結ぶのではないかと感じてい
	る。家庭内では、私の発言が小さくなっている。男女共同参画においてもそのよ

	うな状況に早くなるようにお願いしたい。市の施策については、今後ますます
	発展していくことを願う。
委員	配偶者等からの暴力について、昨年度、女性相談センターで受けたDV相談は、
	998 件である。DV相談と一口に言っても、何がDVに当たるかということの認
	知がまだまだされていない。男女共同参画推進センターではDVの講座を計画
	しているということなので、認知が広がると良いと思う。新型コロナウイルス
	によって、家庭の中で閉じ込められることが多くなったことや、離職率が上が
	ったことが要因で相談件数は増加していると思われる。DVは家庭内で行われ
	ているので外からは発見しにくく、本人からの相談がきっかけになるが、最近、
	高齢の方のご相談が増えてきている。昔は、こんなことは我慢しなければいけ
	ないと思っていた年齢層の方に、これはDVだという認識が少しずつ広まって
	きたからではないかなと思っている。
	相談を受けて自立生活へ促すが、必ず富山市など市町村と連携をとらないと自
	立生活に結びつけることができないので、今後も各部署の方と相談させていた
	だきながら、DV被害者の自立生活を支援してよい方向に行けたら良いと思っ
	ている。
委員	2 ページ目の未婚率の推移について、範囲が 25 歳から 29 歳と 30 歳から 34 歳
	となっているが、近年、35歳を超えて結婚、出産されるケースもあるので、範
	囲を広めると良いのではないかと思う。
	54ページの事業番号46「産後のママ・レスパイト事業の実施」について、産後
	4 ヶ月未満の期間はニーズが一番高い期間だと思うが、例えば双子や三つ子な
	ど特に負担が多い方や、他にもいろいろな事情があると思うので、もう少し長
	く使えるようにできるとさらにいいと思う。
	DVについて、基本目標「あらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進」というのはと
	ても良いと思う。DVというと男性から女性と思いがちだが、双方向考えてい
	るということが良い。今はパートナー間だが、将来的にはその家族間などいろ
	いろな暴力を防ぐ方向に広げていくと良いと思う。
委員	女性の活躍推進や男女共同についても注目していかなければならないが、一方
	で性の多様性ということがこれからの時代には出てくると思う。この後、また
	第3次、第4次計画の策定となると思うが、そういうところも進化し、時代のニ
	ーズに合った男女共同の中の取り組みもあっていいのではないかと思う。
委員	49ページの事業番号1「男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」発行」
	について、発行部数1万5000部となっている。回覧板や職場で見ているが、い
	い情報を発信しているのでもっとみんなの目につくようにできれば良いと思
	う。ホームページには掲載しているか。
事務局	ホームページに掲載している。
委員	そのほかにもいろいろな冊子等を発行されているので、もっと見ていただきや
	すいようなことをできれば良いと思う。
	74ページのDV相談について、富山地方法務局では女性のホットラインを開設
L	· ·

	しているが、DV相談はあまりないのが現状である。また、相談の中で他の相談
	窓口を案内するケースもある。事業番号 203「DV相談担当者などの研修の充
	実」について、市職員が対象だと思うが、関連する機関の方がオブザーバー的に
	参加し、市町村などの窓口と連携して、いろいろな支援を図ることも重要では
	ないかと考える。連携については、個人情報の関係もあるので情報の共有とい
	うよりは、ケースに応じて関係する機関に繋ぐというような連携と考える。
副会長	女性相談センターから何かありますか。
委員	連携はさせていただきたいと思っている。
委員	労働局雇用環境・均等室の業務と関連する 64 ページの「ワークライフバランス
	の推進」や65ページの「様々なハラスメントの防止」について、引き続きぜひ
	富山市と連携しながら施策の周知啓発を進めていきたいと思っている。
	先日、富山市内の保育所を運営する社会福祉法人の理事長と男性の育休取得に
	ついて話をする機会があり、今、法律改正により男性の育休取得も進めなけれ
	ばいけないと言うと、その前にまず結婚である。晩婚化が進むと思うので、不妊
	治療も大事であるという意見をいただいた。そういうところもこの計画ではケ
	アされていると思うので、最終的には人口対策に繋がるものだと思う。
委員	商工会議所女性会は、個人商店から何百人もいる企業の代表者の方など広い範
	囲の方を集めた会のため、そこに男女均等といっても、それぞれの会社等でい
	ろいろな問題を持っている。研修会や講習会を開催してもそのまま当てはまる
	ところがなかなかないので、もう少し具体的な事例などがあると、それをヒン
	トにそれぞれの会社等に合うように変えることができると思うので、具体的な
	話が聞きたいと思った。
副会長	今の意見について事務局から何か。
事務局	各事業所の具体例というのは把握が難しいということがある。また、それが富
	山市の事業とどのように繋がるかということも整理して、可能な限り具体的な
	事業などわかりやすく説明できるように考えさせていただきたいと思う。
副会長	先ほどのお話にもあった新型コロナウイルスで休む際の手当についても、事業
	所によって随分と差がある。公務員のように手厚い場合もあるし、傷病手当を
	提示する事業所もあるし、全く何もしないところもあると思うので、事業者の
	ことを考えて、スタッフのことを考えてやっているところに対しては評価する
	なり、あるいはもう少しわかりやすくこういうシステムがあるということをお
	伝えいただけるとありがたいと思う。
	医療の立場から言うと、「産後のママ・レスパイト事業」などは、産後うつが大
	変増えているので、このような新しい事業は本当にありがたいと思う。
	もう少し年齢があがる学童については、携わる人が不足していて大変だと聞く
	ので、何とか頑張っていただきたいと思う。
	防災については女性の視点が必要であるということはすでに随分周知されてき
	ていると思うが、防災関係課は男性ばかりである。現場の中に女性がいないと、
	女性の視点が大事だとわかっていてもすぐには対応できないと思うので、防災

	士もだが、市の中央に女性の力をどんどん入れていっていただければと思う。
委員	先ほどお話があったように男女平等について、会社の中での女性の対応はすご
	く大事だと思うし、難しい面があると思う。都道府県版のジェンダーギャップ
	指数が公表されたが、富山県は企業において女性の管理職が少ないという状況
	も原因にあるかと思って聞いていた。
	もう一つ、困難女性支援法が新しく成立し、これから施行されるが、人員につい
	て、DV相談では嘱託職員の相談員が多いという状況を新法では整備すること
	になっていると思うが、富山市や県では何か検討しているのか。
副会長	事務局どうですか。
事務局	富山市の方では、法が2年後に施行されるということは知っているが、まだ具
	体的な動きはない状態である。いろいろな事業にまたがり、部署もまたがるこ
	とから、担当部署等具体的に決まっていない。
副会長	女性相談センターから何か追加はないですか。
委員	新法は令和6年4月に施行予定である。女性相談は今まで58年間、売春防止法
	によって規定されていたが、それでは困難な女性を助けるためには不十分だと
	いうことで、公布された。売春防止法により相談員は臨時の職員ということが
	明記されていたため、女性相談センターにおいても、身分は非正規になってい
	る。身分保障をするようにという新法が施行される令和6年までには、何らか
	の方針が示されると思うが、今のところ国の方でまだ計画が立てられていない
	ので、国の方からその計画がおりてきたら、県や市の方で計画を立てることに
	なると思う。
事務局	男女共同参画白書は範囲が広く、そのために様々な分野の方から意見をいただ
	いている。この白書は市の刊行物の中ではすごく詳しく載せているものになる
	が、もう少し具体的にということで、実例などについては工夫しながら対応さ
	せていただきたいと思う。
	いくつかご意見の中にもあったが、今年度、特に力入れているのが母親に対す
	る支援策の充実である。「産後のママ・レスパイト事業」などは、昨年度1年   間、モデル事業として実施した上で、母親の意見を聞き、少し期間を延ばした。
	また、総曲輪レガートスクエアの中に母親と一緒に泊まれる仕組みはあった
	が、そこに兄弟が一緒に泊まれないという事案等があり、事業番号 230 「居宅
	訪問(アウトリーチ)型産後ケア事業」を実施した。このような隙間の事業を
	しっかりやっていくことで、産後うつ対策になるのではと考える。このような
	機会にいろいろなご意見をいただいたり、母親など現場の方から声を聞いたり
	していろいろな事業にチャレンジしていきたいと思うので、ご意見いただけれ
	ばと思っている。
副会長	先ほどお話があったようにだんだん時代は変わってきているが、まだまだとい
	うところで、この会の中でもどんどん意見を述べていきたいと思っている。

※発言を一部整理してあります。